

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

入会に関する細則

定款第5条に基づき、入会について定める。

第1条 当法人に入会を希望する者は、次の手続きをしなければならない。

- (1) 当法人ウェブサイトの所定のページから新規会員登録を行うか、または、所定の入会申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。
- (2) 代議員の推薦書、または略歴書を提出し、理事長の承認を得なければならない。
- (3) 会費に関する細則第2条に定める会費を納入しなければならない。

第2条 学生会員は、学生証のコピーを提出すれば、入会年度の会費は無料とする。

第3条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。

会費に関する細則

定款第6条に基づき、会員の会費について定める。

第1条 会員は毎年定められた期日までに会費を払い込まなければならない。また、納入した会費は払い戻さない。

第2条 会費（年額）

- (1) 正会員（普通会员） 9,000円
- (2) 正会員（代議員） 12,000円
- (3) 賛助会員 一口 50,000円

第3条 本細則の改正は、社員総会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。

賛助会員に関する細則

定款第5条に基づき、賛助会員について定める。

(入会)

- 第1条 定款第5条を理解し、一般社団法人日本疫学会の賛助会員になろうとする団体または個人は、その旨を当法人事務局に意思表示する。そのときに理事長が指示する資料を添付するものとする。
- 2 理事長は、前項の意思表示に基づき、理事会の意見を聴取した上で入会を認めるかどうかを決定する。

(入会金)

第2条 賛助会員からは入会金は徴収しない。

(会費)

第3条 賛助会員の年会費は1口5万円とし、複数口も受け付ける。

(役員)

第4条 賛助会員は定款第20条に規定する役員に就任できない。

(特典)

- 第5条 賛助会員の特典は以下に定める。
- 1) 学術総会の参加費は、1賛助会員あたり1名を会員料金とする。
 - 2) 学術総会での広告掲載料を割り引く。
割引率は、1口の場合10%、2口の場合20%、3口以上の場合は30%とする。
 - 3) 疫学会通信など会員向けメールを配信する。
 - 4) *Journal of Epidemiology* 購読料の割引は、1賛助会員あたり1名分を会員と同じとする。
 - 5) ホームページ上に賛助会員一覧表を掲載する。

(定款施行細則の改正)

第6条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。
- 3 本細則の改正は、2020年5月31日から施行する。

名誉会員の推薦に関する細則

定款第5条に基づき、名誉会員について定める。

- 第1条 名誉会員の推薦資格は次のような基準によるものとする。但し、推薦時（社員総会日）に、満70歳に達している者でなければならない。
- (1) 疫学に関し顕著な学術的業績を残した者
 - (2) 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
 - (3) 永年役員として当法人の発展に尽力した者
 - (4) その他特に当法人会員として名誉会員の称号にふさわしいと認められる者

- 第 2 条 名誉会員の推薦に当たっては、理事会において名誉会員の推薦担当理事 3 名を互選し、理事長が委嘱する。
- 2 推薦担当理事は名誉会員の該当者の有無及び該当者の推薦資格基準（前条）に照らし必要な調査を行い、この結果により該当者（候補者）を推薦する場合は理事会に提出するものとする。
 - 3 理事会は推薦担当理事から提出された候補者について審議し、推薦の有無を決定し、推薦する場合は社員総会に提案するものとする。
 - 4 社員総会では、本人の承諾を持って名誉会員を承認する。

第 3 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本細則の改正は、2019 年 1 月 30 日から施行する。

休会に関する細則

定款第 5 条（1）に基づき、正会員の休会について定める。

- 第 1 条 当法人の正会員で、海外留学、長期病気療養等の理由により当法人の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。
- 2 休会期間中は会員としての身分は保留のままで、会費は免除する。ただし、その期間は、以下の事項の適用とする。
 - (1) 会員履歴年数には算入しない。
 - (2) 代議員選挙における選挙権および被選挙権は有しない。
 - (3) 学会誌 "Journal of Epidemiology" に、筆頭著者、Corresponding Author として投稿する場合は、非会員むけ掲載料が適用となる。
 - (4) 学術総会で、筆頭著者として研究発表は出来ない。
- 第 2 条 休会しようとする会員は、休会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出しなければならない。その際、未納の会費があるときは完納しなければならない。
- 第 3 条 休会の期間は原則として年度単位で 2 年間までとする。ただし、当初申請された期間よりも休会期間が延長となった場合には、その理由を明記の上、再度申請により延長することができる。
- 第 4 条 休会期間を終了したときは、すみやかに復会届に必要事項を記載の上、学会事務局に提出し、会費を納入しなければならない。
- 第 5 条 休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は、休会期間終了後 2 年経過した年度末で除名となる。
- 第 6 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 本細則は、2017 年 4 月 25 日から施行する。
- 本細則の改正は、2021 年 11 月 5 日から施行する。

代議員および役員を選任に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は、定款第 5 条 4 および第 2 1 条に基づき、当法人代議員および役員を選任について必要な事項を定め、適正な役員を選任を図ることを目的とする。

(地域区分)

第 2 条 代議員および理事は別表 1 に示す地域区分ごとに選出する。

第 3 条 選挙権者ならびに被選挙権者が所属する地域区分は主たる勤務地によって定め、確定する期日は、代議員選挙に関する内規によって定める。なお、現に勤務していない者は居住地による。

(代議員および理事の定数)

第 4 条 各地域区分で選出する理事（以下、選出理事という）および代議員の定数は、改選のつど選挙管理委員会が案を提出して理事会で決定する。

- 2 代議員の定数は、地域区分ごとに選挙権および被選挙権を有する正会員の概ね正会員 10 人に 1 人の割合を乗じたものとする。
- 3 理事の定数は 20 名とする。うち 15 名を選出理事とし、残りを理事長が指名する理事（以下、指名理事という）とする。ただし、選挙では各地域区分に最低 1 名を割り当てる。残りの選出理事数は、選挙権および被選挙権を有する各地域所属の正会員数によりドント方式で定める。
- 4 前項において、地域区分ごとの選出人数を定めることができないときは、選挙管理委員会において、委員長がくじで定める。

(選挙管理委員会)

第 5 条 本細則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 委員会の委員は理事会において、正会員の中から 5 名を選び理事長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は委員の互選による。
- 4 委員の任期は選挙を実施する年の社員総会から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、第 5 条 2 項により補充委員を選任し、委嘱する。補充委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 6 委員会の事務は当法人事務局で行う。
- 7 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(選挙権及び被選挙権)

第 6 条 代議員の選挙資格を有する者（以下、選挙権者という）は、代議員任期終了年度において、前年度より引き続き正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに前年度会費を全納している正会員とする。よって、前年度に入会初年度の会費免除を受けた者は、選挙権がないものとする。

第 7 条 代議員の被選挙資格を有する者（以下、被選挙権者という）は、代議員任期終了年度において、継続して 4 年以上の正会員であり、かつ選挙管理委員会が定める期日までに会費を全納している正会員とする。但し、入会初年度の会費免除を受けた者は、翌年以降の会費を全納するものとする。なお、代議員選挙が実施される年の 12 月 31 日までに満 61 歳になる者は被選挙権を失う。

(代議員候補者の選任)

第 8 条 選挙管理委員長は、代議員任期終了年度の 6 月 1 日までに代議員選挙の告示を行うものとする。

第 9 条 代議員に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 10 条 選挙管理委員長は、代議員選挙候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、

連絡先、選挙すべき代議員の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の正会員に通知しなければならない。

第 11 条 代議員は、地域区分ごとに当該候補者のなかから同地域区分所属の選挙権者の無記名投票によって選任する。ただし、第 10 条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数と同数となったときは、投票は行わない。

第 12 条 代議員の選出方法については、「代議員選挙に関する内規」によって定め、開票は選挙管理委員会が行う。

第 13 条 得票数の多い順に地域区分別の代議員候補者定数までを当選者とし、次点を予備代議員候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備代議員候補者を決定する。

2 地域区分の代議員に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、当該地域区分の予備代議員候補者名簿により繰上げ補充を行うことができる。その場合、代議員の任期は前任代議員の残任期間とする。

3 正会員の資格を喪失した代議員は、代議員の資格を失う。

第 14 条 代議員が自分の所属する地域区分を変更した場合には、その任期中は新しい所属地域区分の代議員とする。

第 15 条 代議員の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事候補者の選任)

第 16 条 理事の選挙は地域区分ごとの代議員の互選とし、単記無記名投票により行う。

第 17 条 理事に立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

第 18 条 選挙管理委員長は、理事候補者の名簿を地域区分ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する地域区分の代議員に通知しなければならない。

第 19 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 20 条 得票数の多い順に地域区分別の理事候補者定数までを当選者とし、次点を予備理事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備理事候補者を決定する。

2 選出理事に欠員が生じた場合、選挙管理委員長は、予備理事候補者により繰上げ補充を行うことができる。その場合、理事の任期は前任理事の残任期間とする。

3 地域区分を変更した選出理事は、理事の資格を失う。

4 指名理事については、理事長が代議員のうちから理事候補を指名する。

5 指名理事に欠員が生じた場合、理事長は、代議員のうちから補充を行うことができる。

6 正会員の資格を喪失した理事は、理事の資格を失う。

第 21 条 理事の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

(理事長候補者の選任)

第 22 条 理事長候補者の選出方法は、「理事長選挙申し合わせ事項」によって定める。

(監事候補者の選任)

第 23 条 監事候補者は、代議員 3 名による推薦を受け、本人の承諾を得た者のなかから、全国の代議員

の無記名投票により選出する。

- 2 選挙管理委員会は、監事候補者の氏名、経歴および所信または推薦理由を全代議員に通知し、選挙を実施する。得票数の多い順に2名を当選者とし、次点を予備監事候補者とする。得票数が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員会の定める方法により、当選者・予備監事候補者を決定する。
- 3 監事に欠員が生じた場合、選挙管理委員会委員長は、予備監事候補者を繰上げ補充することができる。その場合、監事の任期は前任監事の残任期間とする。

(定款施行細則の改正)

第24条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、一般社団法人日本疫学会の設立の登記後の初回の代議員の選任時から施行する。
- 2 本細則の改正は、2017年4月8日から施行する。
- 3 本細則の改正は、2017年11月3日から施行する。
- 4 本細則の改正は、2019年1月31日から施行する。
- 5 本細則の改正は、2021年5月24日から施行する。

別表1

地域区分(ブロック)は、北海道・東北、関東甲信越(東京を除く)、東京、中部、近畿、中国・四国および九州・沖縄の区分とする。各地域に所属する都道府県は次の通りとする。

北海道・東北：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東甲信越(東京を除く)：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県

東京：東京都

中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

海外在住の会員は、所属する国内機関のある地域、国内の留守宅等のある地域、海外在住直前の所属ブロックの順で所属ブロックを選ぶことができる。いずれも該当しない場合には会員が最多のブロックを所属ブロックとして選ぶことができる。

学術総会に関する細則

定款第2条1に基づき、学術総会について定める。

(定義)

第1条 当法人は、毎年1回、定時社員総会の開催日(每事業年度終了日(11月30日)以降、3ヶ月内)に合わせて学術総会を開催し、疫学およびこれに関連する研究発表とそれに基づく意見交換を行う。

(会長)

第2条 学術総会を主宰する学術総会会長(以下、会長)は、第〇回日本疫学会学術総会会長と称する。

(会長の選任、任期および職責)

第3条 会長は、開催年の前々年の理事会において、開催時の職位や年齢(定年前であること)、開催地

などを考慮し、理事または理事経験者の中から選ばれることを原則とし、理事会の承認を得て理事長より委嘱する。任期は、委嘱された日から該当する学術総会の会務報告がなされるまでとする。任期中は、理事会へ出席するものとする。

(組織)

第 4 条 会長は、学術総会の開催にあたり組織委員会を設置し、学術総会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。

2 運営においては、原則として託児所を設置するものとする。

(会員予告)

第 5 条 学術総会の会期、会場、プログラム等は、会長の責任において決定し、理事会に報告した上で会員に予告する。

(学術総会の参加登録、発表、採否等)

第 6 条 学術総会は、特別講演、会長講演、疫学セミナー、シンポジウム、一般演題、若手の会が企画する「疫学の未来を語る若手の集い」などで構成する。日本疫学会の委員会が企画するセミナー、シンポジウムなどは、会長の承認を得て開催することができる。

(1) 学術総会の参加者は、参加費を納入する。ただし、名誉会員および会長が認めた者の参加費は免除となる。

(2) 一般演題の筆頭著者は、当法人の正会員に限る。ただし、抄録提出時点で会費を納入していることとする。

(3) 一般演題の採否は学術総会会長が設置するプログラム委員会で決定し、採否の結果、発表形式、および発表日時等を申込者に通知しなければならない。

(4) すべての演題発表に関する COI は、「疫学研究の COI に関する指針」および「疫学研究の COI に関する指針の細則」に定められた通り、申告、開示、公開するものとする。

(会務報告)

第 7 条 学術総会の準備は当法人の会計から支出する準備金によって開始し、参加費その他の収入によって運営し、終了後に収支の決算を明らかにする。収支決算書および会務報告書は事務局へ提出し、理事会に報告しなければならない。

(1) 準備金は学術総会開催前年度の当法人会計から支出し、剰余金は学術総会開催年度の会計に戻す。赤字決算の場合には、不足金を当法人会計から支出する。

(2) 準備金が不足する場合には、理事会に諮って準備金の追加を行うことができる。

(抄録公開)

第 8 条 学術総会の抄録集は、参加者に配布する。

(定款施行細則の改正)

第 9 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2019 年 11 月 19 日から施行する。

本細則の改正は、2021 年 11 月 5 日から施行する。

学会誌に関する細則

定款第 2 条 2 に基づき、学会誌について定める。

第 1 条 当法人は会員の研究発表のための学会誌「Journal of Epidemiology」を次の各号によって刊行する。

1. 学会誌の編集は編集委員会による。編集委員会の組織は別に定める。
2. 学会誌への投稿は別に定める投稿規約による。
3. 学会誌の電子版は、J-STAGE、PMC で無料公開する。
4. 学会誌の冊子購読希望者は、理事会が別に定める購読料を前納するものとする。

第 2 条 編集委員は、理事会が選び、理事長が委嘱する。

第 3 条 編集委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 4 条 編集委員会に編集委員長 (Editor-in-Chief) をおく。委員長は、編集委員の中から理事長が指名する。

第 5 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

疫学専門家認定制度に関する細則

定款第 2 条に基づき、疫学専門家認定制度について定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本制度は、日本疫学会会員 (以下、会員) の疫学に関わる知識および技量を、日本疫学会 (以下、学会) として評価し、認定することにより、会員の自己研鑽と質的向上を目指すとともに、疫学研究を遂行あるいは支援できる人材を養成し、社会に貢献することを目的とする。

(制度)

第 2 条 前条の目的を達成するため、学会は疫学専門家認定制度を制定し、ふさわしい知識と技量を有する会員を、疫学専門家として認定する。

(疫学専門家)

第 3 条 本制度で認定する疫学専門家は 2 種類とし、それぞれ下記の通りとする。

1. 日本疫学会認定 疫学専門家：疫学研究を分担して実施できる人
2. 日本疫学会認定 上級疫学専門家：疫学研究の主導やコンサルテーション、疫学者の育成・指導ができる人

第 2 章 疫学専門家委員会

(委員会)

第 4 条 疫学専門家認定制度の運営は、学会の中に設けられた疫学専門家委員会が担当する。なお、この制度の運営に関する詳細は、本委員会が、別途、要項に定める。

第 3 章 疫学専門家の認定

(疫学専門家の要件)

第5条 疫学専門家の認定を申請する会員は、下記の要件をすべて満たす者とする。

1. 疫学専門家

- 1) 申請時点で3年以上の会員歴を有し、前年度までの会費を全納していること
- 2) 別表に基づき、各表に記載の条件を満たし、かつ合計で150ポイント以上を得ていること
- 3) 指定の様式に基づき、疫学研究の活動実績を記したレポートを提出し、その内容が第3条1の要件を満たしていると認められること
- 4) 疫学専門家認定筆記試験に合格すること

2. 上級疫学専門家

- 1) 疫学専門家の認定を受けており、申請時点で7年以上の会員歴を有し、前年度までの会費を全納していること
- 2) 別表に基づき、各表に記載の条件を満たし、かつ合計で350ポイント以上を得ていること
- 3) 指定の様式に基づき、疫学研究や教育に関連する活動実績を記したレポートを提出し、その内容が第3条2の要件を満たしていると認められること

(審査)

第6条 疫学専門家の認定は、疫学専門家委員会での審査を経て、理事長が認定する。疫学専門家の認定を申請する会員は、別に定める申請書類を疫学専門家委員会に提出する。

(認定の証書)

第7条 学会は、疫学専門家として認定された会員に対して、疫学専門家認定の証書を授与する。

(認定審査料)

第8条 認定審査料は疫学専門家、上級疫学専門家の各審査につきそれぞれ1万円とする。

第4章 疫学専門家認定の更新

(更新)

第9条 疫学専門家認定は、5年ごとにその更新を受けなければ失効する。更新要件は、疫学専門家、上級疫学専門家ともに、前年度までの会費を全納しており、過去5年間で100ポイント以上を得ていることとし、このうち、別表2の生涯学習活動については、最低25ポイント以上かつ3回以上参加していることとする。なお、上級疫学専門家かつ名誉会員の場合は、名誉上級疫学専門家として認定され、以後の更新は不要となる。

(再認定)

第10条 疫学専門家認定が失効した後、再認定を希望する会員は、第9条に基づく更新申請をおこなうことで、再認定される。ただし、再認定の有効期間は、認定の有効期間が終了してから5年間とする。なお、第12条で示す認定の取り消しに該当する場合はこの限りではない。

(更新認定料)

第11条 更新認定審査料は1万円とする。

第5章 疫学専門家認定の取り消し

(認定の取り消し)

第12条 認定された後、疫学専門家としてふさわしくない行為がみられた場合には、疫学専門家委員会の審議を経て、理事会において疫学専門家認定を取り消すことができる。また、学会を退会した場合には、疫学専門家認定を取り消すものとする。

第6章 定款施行細則の改正

(細則の改正)

第13条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、2019年7月1日から施行する。
- 2 本細則の改正は、2019年8月7日から施行する。
- 3 本細則の改正は、2020年4月27日から施行する。
- 4 本制度発足から理事会で定めた時点までに限り、疫学専門家と同時に上級疫学専門家の認定を申請することができる。その際に、レポートは疫学専門家と上級疫学専門家の両方のものを提出し、ポイントは上級疫学専門家の基準を適用する。また、別表1の業績として、1篇以上の指定データベース*2に収録されている雑誌*3の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者論文が必要である。なお、上級疫学専門家の認定対象となった場合には、疫学専門家の認定条件である疫学専門家認定筆記試験は免除され、認定審査料は2万円となる。
- 5 本細則の改正は、2021年5月24日から施行する。
- 6 本細則の改正は、2022年1月26日から施行する。
- 7 本細則の改正は、2022年5月24日から施行する。

別表 1. 疫学研究に関する論文業績*1

（【新規の場合】疫学専門家：100ポイント以上かつ1篇以上の指定データベース*2に収録されている雑誌*3の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者論文が必要。

上級疫学専門家：200ポイント以上かつ3篇以上の指定データベース*2に収録されている雑誌*3の原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者論文が必要。

【更新の場合】最低必要ポイントの定めはない。）

項目	ポイント
指定データベース*2に収録されている雑誌*3の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者	60
指定データベース*2に収録されている雑誌*3の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者以外の共著者	30
指定データベース*2に収録されていない雑誌*3の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者	20
指定データベース*2に収録されていない雑誌*3の 原著もしくは総説の責任著者/最終著者/筆頭著者/第二著者以外の共著者	10

*1：掲載誌が Journal of Epidemiology の場合は各 5 ポイントを加点する。

*2：指定データベースとは、Web of science/Scopus/PubMed いずれかのデータベース

*3：日本語の雑誌を含む。

別表 2. 日本疫学会での生涯学習活動*4,*5

（新規／更新、疫学専門家／上級疫学専門家とも最低 25 ポイント以上かつ 3 回以上の学術総会もしくは日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加*6が必要。）

項目	ポイント
学術総会での演題発表（筆頭発表者）	10
学術総会での演題発表（共同研究者）	5
学術総会への参加	5
日本疫学会が主催または認定するセミナーへの参加*6	5

*4：日本疫学会または国際疫学会が主催する学会活動。

*5：ひとつの学術総会で複数該当する場合は、最もポイントが高い項目を選択する。

*6：学術総会に付随するセミナーは学会参加に加えて算定できる。

別表 3. 疫学研究の主導、コンサルテーションの対応、疫学者の育成・指導活動

（【新規の場合】上級疫学専門家：計 60 ポイント以上、かつ疫学研究の主導、コンサルテーションの対応で各 20 ポイント以上が必要。）

【更新の場合】上級疫学専門家のみポイント計上可能。最低必要ポイントの定めはない。）

項目	ポイント
<疫学研究の主導>	
公的研究費 ^{*7} の研究代表者（1年につき）	40
公的研究費 ^{*7} の研究分担者（1年につき）	20
それ以外の研究の研究代表者（1年につき）	20
<コンサルテーションの対応>	
論文の謝辞への記載	10
論文の共著者としての参画 ^{*8}	10
研究班への疫学担当者としての参画（1年につき） ^{*9}	10
<疫学者の育成・指導活動>^{*9}	
修士または博士の学生の主任指導（修了学生1人につき） ^{*10}	20
修士または博士の学生の補佐的指導（修了学生1人につき） ^{*10}	10
疫学に関する授業、講演、セミナーの講師（1時間につき）	1

*7：学術振興会、厚生労働省または他省庁、日本医療研究開発機構（AMED）の研究費。

*8：同じ論文については、論文業績といずれかのみに計上できる。

*9：自らが研究代表者の場合は計上できない。

*10：論文博士を含む。

別表 4. 日本疫学会への貢献活動^{*4}

（新規／更新、疫学専門家／上級疫学専門家とも、最低必要ポイントの定めはない。）

項目	ポイント
<学術総会もしくは日本疫学会が主催または認定するセミナー>^{*11}	
基調講演、教育講演、シンポジウム、セミナー等の演者	40
セミナーの代表企画・運営等	30
一般発表、シンポジウム、セミナー等の座長	20
<受賞>	
功労賞、奨励賞、Best Reviewer、Paper of the Year の受賞	40
一般発表における筆頭発表者としての受賞	20
一般発表における共同研究者としての受賞	5
<学会誌：Journal of Epidemiology>	
Original article や Review の査読 ^{*12}	5
<委員および代議員>^{*13}	
委員会の委員/WG のメンバー	10
代議員	10
<役員および委員長/WG 活動//学術総会運営>^{*14}	
理事 ^{*15} /監事/学会事務局長/名誉会員//学術総会会長	50
委員長/WG 長//学術総会事務局長等	40
副委員長/副 WG 長//学術総会副事務局長等	30

*11：ひとつの学術総会またはセミナーで複数該当する場合は、最もポイントが高い項目を選択する。

*12：査読回数×5ポイントとする。

*13：各委員会等各1年あたり10ポイントとする。

*14：複数年、複数種類の場合も、最もポイントが高い項目を1つ選択する。

なお、*13と重複して計上できる。

*15：理事長は10ポイント、副理事長は5ポイント加算する。

功労賞に関する細則

定款第2条7に基づき、日本疫学会功労賞について定める。

第1条 当法人は「日本疫学会功労賞」を設ける。

第2条 日本疫学会功労賞受賞者の被推薦資格は次の要件の全てを満足するものとする。

- 1 疫学に関して顕著な学術的業績を残した者
- 2 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
- 3 当法人の学会長、理事長、Journal of Epidemiology 編集委員長として、当法人の発展に尽力した者。または、当法人の推薦を受けて、国際疫学会 (International Epidemiological Association) の会長、理事長、理事、代議員、アジア・太平洋地域国際疫学会会長として、国際疫学会の発展に尽力した者。

第3条 日本疫学会功労賞受賞者の推薦に当たっては、理事会において功労賞受賞者の推薦担当理事3名を互選し、理事長が委嘱する。原則として、日本疫学会功労者受賞者推薦担当理事は、名誉会員推薦担当理事を委嘱された者とする。

- 1 推薦担当理事は功労賞受賞の該当者の有無及び該当者の被推薦資格要件（前条）に照らし、必要な調査を行い、その後、厳正に審査し、受賞者を選考する。委員長は、選考の結果を毎年8月31日までに理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、委員長からの報告を理事会に諮り、受賞者を決定する。

第4条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状等を贈呈する。

第5条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。

奨励賞に関する細則

定款第2条7に基づき、奨励賞について定める。

（目的）

第1条 疫学の分野において優れた研究を行い、将来の活躍が期待できる若手、中堅の研究者の研究を奨励するために、当法人は「日本疫学会奨励賞」を設ける。

（受賞者）

第2条 日本疫学会奨励賞は当法人会員のうち、優れた疫学的研究を行い、その成果を当法人学会誌、Journal of Epidemiology およびその他の疫学関連学会や専門雑誌に発表し、なお将来の研究の発展を期待し得る者（原則として個人）に対し授与する。

- 2 受賞者は継続3年以上の会員歴を持つ当法人会員に限られ、受賞の暦年度の募集締切り日において、満45歳未満の者とする。
- 3 受賞者は毎年若干名とする。
- 4 受賞歴のある会員からの再度の申請は認めないものとする。

(受賞者の推薦)

- 第 3 条 受賞候補者の推薦は、原則として代議員が当法人規定の推薦書を用いて理事長宛に行う。ただし、候補者の推薦は1名1件とする。
- 2 日本疫学会奨励賞の募集要項は、当法人のニューズレターなどに掲載するものとする。
 - 3 奨励賞受賞者候補の推薦書の提出は毎年5月1日から6月30日までの間に行う。

(奨励賞選考委員および委員会)

- 第 4 条 奨励賞受賞者を選考するため、理事長は理事会の審議を経て理事より奨励賞選考委員（以下、選考委員という）を5名委嘱する。
- 2 選考委員の任期は2年とする。
 - 3 委員長は互選により選出する。
 - 4 委員長は奨励賞選考委員会を招集する。

(受賞者の選考)

- 第 5 条 選考委員会は、理事長に推薦のあった奨励賞受賞者推薦書に基づいて厳正に審査し、受賞者を選考する。

(受賞結果の報告)

- 第 6 条 選考委員長は、選考の結果を毎年8月31日までに理事長に報告するものとする。

(受賞者の決定)

- 第 7 条 理事長は、選考委員会の報告を理事会にはかり受賞者を決定する。
- 2 理事長は受賞者にその旨を通知する。

(表彰)

- 第 8 条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状並びに楯などの記念品を贈呈する。

(定款施行細則の改正)

- 第 9 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。

広報委員会に関する細則

定款第47条に基づき、広報委員会について定める。

(設置)

- 第 1 条 当法人の広報活動を円滑に推進するために広報委員会を設置する。

(役割)

- 第 2 条 委員会の行う活動は次の通りとする
- (1) 当法人と会員の情報交換
 - ①ニューズレターを発行しホームページに掲載する（年2回程度）
 - ②その他当法人会員への情報提供
 - (2) 当法人の活動に関する広報
 - (3) 一般向けの知識の提供
 - (4) 関連する保健医療福祉行政等への見解の公表
 - (5) その他の広報

(構成・委嘱・任期)

第 3 条 担当理事と分野を考慮して理事・代議員の中から任命された数名で広報委員会を構成する。

- (1) 委員長 1 名：理事長から指名された広報担当理事が就任する。
- (2) 委員若干名：委員長が推薦し理事会がこれを承認する。
- (3) 任期は理事会の任期期間とする。
- (4) ニュースレター編集委員長 1 名：委員の中から委員長が指名する。

(委員会)

第 4 条 学術総会時などに委員会を開催する。

(定款施行細則の改正)

第 5 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015 年 12 月 1 日から施行する。

各種委員会に関する細則

定款第 4 7 条に基づき、一般社団法人日本疫学会の各種委員会について定める。

第 1 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、各種委員会を設置することができる。

第 2 条 各種委員会には委員長をおく。理事長が委員長を指名し、理事会がこれを承認する。

第 3 条 委員の数は若干名とし、委員長が推薦し理事会がこれを承認する。

第 4 条 委員の任期は、理事会の任期期間とする。但し、再任を妨げない。編集委員会委員と選挙管理委員会委員の任期は別に定める。

第 5 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

- 1 本細則は、2016 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 本細則の改正は、2017 年 11 月 3 日から施行する。

疫学の未来を語る若手の会に関する細則

定款第 2 条に基づき、一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」について定める。

(名称)

第 1 条 本会は当法人の会員による任意団体として位置づけ、その名称を一般社団法人日本疫学会「疫学の未来を語る若手の会」（以下本会という）とする。なお、英語名称は **Japan Young Epidemiologists Network** とする。

（目的）

第 2 条 本会は疫学研究の進歩発展と会員相互の交流を図ることを目的とする。

（活動）

第 3 条 本会の活動に関する事項は本会が別に定め、その内容を理事会に報告する。

（定款施行細則の改正）

第 4 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2016 年 5 月 10 日から施行する。

疫学研究推進グループに関する細則

定款第 2 条に基づき、疫学研究推進グループについて定める。

（設置）

第 1 条 様々な領域の疫学調査研究を推進するために、理事会はその決議により、各種の疫学研究推進グループを設置することができる。

（目的）

第 2 条 グループの活動は、各種の疫学調査研究の進歩発展や情報交換を図ることを目的とする。

（申請）

第 3 条 グループを設置しようとする代表者は、設置趣意書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 代表者は、当法人が認定する上級疫学専門家とする。代表者の変更がある場合には、速やかに理事会に変更届を提出する。グループの活動メンバーは、原則的に日本疫学会会員とする。

3 理事会は、代表者に対して申請内容のさらなる説明を求めることができる。

（活動）

第 4 条 グループの活動に関する事項は、グループごとに別途定めて、毎年その内容と活動メンバーを理事会に報告することとする。

2 活動期間は、承認された年度から次々年度の社員総会までとする。なお、活動期間を延長する場合は、最終年度に原則 2 年の延長申請を行い、再度理事会の承認を得ることとする。延長申請回数に制限は設けない。

3 グループは、当法人の正会員と非会員の専門家の交流ならびに研究連携を図る活動を行うこととし、学術総会等で活動内容について発表することができるが、当法人は発表内容について、その責任を負わない。

4 グループ活動に対し、当法人や学術総会から原則、経済的支援は行わない。

（活動の停止）

第 5 条 グループが次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会は当該グループの活動を停止することができる。

1. 日本疫学会の定款および本細則に違反したとき。

2. 日本疫学会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(細則の改正)

第 6 条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

1 本細則は、2020 年 10 月 22 日から施行する。

2 本細則の改正は、2021 年 5 月 24 日から施行する。